日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案 概要
（投票環境整備のための累次の公選法改正並びのもの）

➢ 令和元年及び令和４年の公職選挙法の改正により、投票環境整備のための法整備がなされている。

〔令和元年の公選法改正（令和元年法律第１号） 令和元年５月８日成立（全会一致）
令和４年の公選法改正（令和４年法律第 16 号） 令和４年３月 31 日成立（全会一致※）〕
（※ 本会議では、れ新のみ反対）

➢ これに伴い、憲法改正国民投票法についても、既に公職選挙法でとられている投票環境整備に関する「３項目」につき、同様の規定の整備を行うこととする。

【令和元年の公選法改正関係】

① 開票立会人の選任に係る規定の整備

平成 29 年の衆議院議員総選挙において、悪天候で離島から投票箱を運べなかった事例を踏まえ、安全・迅速な開票の観点から、開票日に近接して現地で開票所を設ける場合の開票立会人の選任に係る規定を整備する

- ✓ 開票日に近接して現地で開票所を設けることとなった場合の開票立会人の選任規定を追加
- ✓ あわせて、開票立会人の選任要件を緩和
  （各開票区の投票人名簿登録者 ⇒ 開票区を含む市町村の投票人名簿登録者）

② 投票立会人の選任要件の緩和

投票所の円滑な設置・運営を図るため、投票立会人の選任要件を緩和する

- ✓ 各投票区の投票人名簿登録者 ⇒ 投票権を有する者

【令和４年の公選法改正関係】

③ FM放送の放送設備による憲法改正案の広報のための放送の追加

基幹放送事業者におけるＡＭ放送（中波放送）のＦＭ放送（超短波放送）への転換に伴い、ＦＭの放送設備でも憲法改正案の広報のための放送をすることを可能とする

施行期日

公布の日から起算して３月を経過した日